

# 「職場のハラスメント対策強化とパート・有期雇用ルール改正 周知キャンペーン」を実施します！



岡山労働局では、

- ・カスハラ防止・求職者等セクハラ防止対策の義務化
- ・同一労働同一賃金ガイドラインの改正等

の対応に係る周知について、以下のとおり取り組みを実施します。

## 1 説明会の開催

- ・ 対象：管内の事業主
- ・ テーマ：カスハラ・求職者等セクハラ防止対策、  
同一労働同一賃金ガイドラインの改正
- ・ 日時：8月28日（金）14：00～16：00
- ・ 場所：おかやま西川原プラザ（岡山市中区西川原255）



## 2 特別相談窓口の設置

- ・ 対象：事業主、労働者、求職者
- ・ 内容：カスハラ・求職者等セクハラ防止対策、  
改正同一労働同一賃金ガイドラインに関する相談
- ・ 場所：岡山労働局 雇用環境・均等室 相談ブース  
（岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎3階）
- ・ 受付時間：祝日を除く月～金曜日、9：30～17：00



## 3 関係団体への要請

- ・ 内容：カスハラ・求職者等セクハラ防止対策、  
改正同一労働同一賃金ガイドラインの対応要請
- ・ 対象：主に接客業を営む事業主団体
- ・ 開始時期：7月13日より順次実施。



ハラスメント防止関係  
（岡山労働局HP）



お問い合わせ：岡山労働局 雇用環境・均等室  
岡山市北区下石井1-4-1 岡山第二合同庁舎3階  
TEL:086-225-2017

同一労働同一賃金特集ページ  
（厚生労働省HP）

